

瓜生山同窓会会則

第一章 総則

第1条 本会は、瓜生山同窓会と称す。

第2条 本会は、事務局を京都市左京区北白川瓜生山 2-116 京都芸術大学（旧名称 京都造形芸術大学）内に置く。

第3条 本会は、会員相互の消息を通じると共に親睦を図り、更に母校の発展・芸術の振興を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行なう。

- 1 会員名簿の作成及び管理
- 2 会報の発行
- 3 在学生・卒業生に対し、就職活動・課外活動の援助を行なう
- 4 その他本会の目的達成に必要とする活動

第二章 会員

第5条 京都芸術短期大学・京都芸術大学（旧名称 京都造形芸術大学）を卒業した者で、会費を納め、役員会に於いて承認を得た者を正会員とする。京都芸術短期大学専攻科修了生、京都芸術大学（旧名称 京都造形芸術大学）大学院修了生については、前項に準ずる。京都芸術大学（旧名称 京都造形芸術大学）に1年以上在籍したものの内、会費を納め、役員会に於いて承認を得た者を準会員とする。

第6条 京都芸術短期大学・京都芸術大学（旧名称 京都造形芸術大学）の教職員及び旧教職員、幹事会の承認した者を特別会員とする。

第7条 正会員の会費納入時期及びその額は別に定める。

第三章 役員・監査・幹事・相談役・顧問

第8条 本会に次の役員を置く。

| | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 会 計 | 1名 |
| 書 記 | 1名 |
| 庶 務 | 若干名 |

第9条 役員は、役員会を組織し会務を処理する。

第10条の1 会長・副会長は役員会によって正会員より選任され、総会決議を得て就任する。

第10条の2 会計・書記は会員中より会長これを委嘱する。

第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

第12条 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はこれを代行する。

第 13 条 会計は、本会の経理を掌り会計事務に関する全ての責任を持つ。

第 14 条 書記は、総会及び役員会の議事を記録する。

第 15 条 庶務は、会務を担当する。

第 16 条の 1 役員任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

第 16 条の 2 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務に堪えないと認められた時は、役員会の 4 分の 3 以上の同意、または総会において出席者 3 分の 2 以上の承認があれば役員を解任することができる。

第 17 条 本会に監査 1 名ないし 2 名を置く。

第 18 条 監査は本会正会員中より会長これを委嘱する。

第 19 条 監査は、会計事務に関する全ての監査責任を持つ。

第 20 条の 1 監査任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

第 20 条の 2 監査に、監査としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務に堪えないと認められた時は、役員会の 4 分の 3 以上の同意、または総会において出席者 3 分の 2 以上の承認があれば役職を解任することができる。

第 21 条 本会に幹事を置く。各分野より代表 1 名、補佐役 2 名以内とする。

第 22 条 幹事は幹事会を構成し、総会・役員会の議事に関して会員を代表する者であり、委ねられた決議権の行使により会務を処理する。

第 23 条の 1 幹事任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

第 23 条の 2 本会の幹事に、幹事としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務に堪えないと認められた時は、役員会の 4 分の 3 以上の同意、または総会において出席者 3 分の 2 以上の承認があれば幹事を解任することができる。

第 24 条の 1 本会は、必要に応じて相談役・顧問を置くことができる。

第 24 条の 2 本会に支部及び支部幹事を置く。各支部より代表 1 名、補佐役 2 名以内とする。但し、必要に応じて役員会の承認を得て、庶務を置くことができる。

第 24 条の 3 支部は支部会を構成し、総会・役員会・支部会の議事に関して会員を代表する者であり、委ねられた決議権の行使により会務を処理する。

第 24 条の 4 支部幹事任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

第 24 条の 5 支部幹事に、支部幹事としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務に堪えないと認められた時は、役員会の 4 分の 3 以上の同意、または総会において出席者 3 分の 2 以上の承認があれば支部幹事を解任することができる。

第四章 事務局

第 25 条 本会の事務局は京都芸術大学（旧名称 京都造形芸術大学）事務局に委託する。

第五章 総会

第 26 条 通常総会は毎年 1 回会長これを召集するが、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第 27 条 総会召集は原則として期日より 1 カ月前に通知を要す。

第 28 条 下記事項はこれを通常総会に提出しその承認を受けるものとする。

- 1 会長・副会長の選任に関する事項
- 2 活動報告及び事業計画
- 3 予算及び決算
- 4 会則改正に関する事項
- 5 その他役員会に於いて必要と認めたる事項

第 29 条 総会決議は出席正会員の過半数の同意を以てこれを決議する。但し、会則の変更は出席正会員の三分の二以上の同意を得るものとする。

第 30 条 会員は書面を以て総会に於ける決議権の行使を任意の出席正会員に委任することができる。

第 31 条 総会での議事録は、これに議長及び出席会員中より 2 名が署名捺印し、本会の本部に備えるものとする。

第六章 資産・会費及び会計

第 32 条 本会の資産は、終身会費・寄付金・物品その他の収入とする。

第 33 条 正会員は本会の終身会費三万円を納めなければならない。

第 34 条 既納の会費は如何なる理由があっても返還しない。但し、準会員の内、退学したものの若しくは除籍となった者についてはこの限りにあらず。

第 35 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 36 条 本会の資産は会長が管理し、現金は役員会の承認を経て会長が事務局に委嘱する。

第 37 条

- 1 会費等の預り金の管理は、瓜生山学園に委託することができる。
- 2 学園に管理を委託する場合、会計年度終了後、学園に対し管理簿または収支報告書の提出を求め、内容を監査しなければならない。
- 3 監査役は会員より 1 名以上を選出することとし、監査終了後は役員会に監査報告書を提出しなければならない。
- 4 役員会及び監査役は、会計年度終了後、会員に対して収支報告を行い、報告内容の承認を得なければならない。
- 5 預り金を金融機関口座で管理する場合、年度末終了時に金融機関から残高証明書を取り寄せなければならない。

第七章 雑則

第 38 条 本会会則の執行についての細則は、総会及び役員会の決議を経て別に定める。

第 39 条 会員が本会会則その他の規則を遵守せず、又本会の名誉を著しく毀損する行為があったときは、役員会の決議を以て除名することができる。

第 40 条 会員は次の理由によりその資格を失う。

- 1 死亡したとき
- 2 除名されたとき
- 3 本人からの申し出があったとき

準会員は次の理由によりその資格を失う。

- 1 前項 1 号から 3 号に該当するとき
- 2 京都芸術大学（旧名称 京都造形芸術大学）を退学したとき、若しくは除籍となったとき

第 41 条 会員は、その住所氏名を変更したときは速やかにこれを事務局に通知しなければならない。

附則

本会会則は平成 14 年 2 月 10 日に発足し、平成 14 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

本会会則は平成 16 年 6 月 26 日に改定し、平成 17 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

本会会則は平成 17 年 7 月 31 日に改定し、同日これを施行する。

本会会則は平成 20 年 12 月 2 日に改定し、平成 21 年 1 月 1 日よりこれを施行する。

本会会則は平成 28 年 3 月 13 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

本会会則は令和 3 年 1 月 27 日に改定し、令和 3 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

細則

会費の徴収時期については、通学部は 2 年目の 1 回目の学費納入時、通信教育部は卒業判定後とする。